

研究要旨 今回、当研究班では、へき地医療拠点病院の教育機能に関する経費の補助を別途創設し、教育機能の枠内で包括化することを提案し、そのために必要な教育機能の要件を設定する。へき地医療拠点病院の教育機能に必要な要件としては、以下の4つの指針を踏まえて研修プログラムの構築及び研修の実施等を行うものとする。

1. 研修の対象者、2. 研修内容と到達目標【診療について】および【地域医療・へき地医療の運営等について】、
3. 指導医の要件、4. 指導委員

A. 研究目的

保健・福祉分野をも視野に入れて幅広く診療することができる「へき地医療を担う総合医」を、これからどのように育成・教育していくかという観点から検討することが必要であると、へき地保健医療対策検討会報告書でも明記されており、このことは、今後の地域医療における医師確保の観点からも大変重要な方向性であると思われる。しかしながら、これまで「へき地医療を担う総合医」を育成・教育するための教育施設としての指定等はなく、若手医師がへき地医療を志す場合に、自らがどこで学ばよいか悩む事例も多くみられた。次期計画の中では、へき地医療拠点病院を「へき地医療を担う総合医」の育成・教育のコア施設として位置づけ、初期臨床研修を修了した医師が「へき地医療を担う総合医」を目指すためには、へき地医療拠点病院で一定期間の研修を積むことが必要十分条件になるくらいの社会的認知・評価を獲得できるような要件を設定する必要がある。今回、当研究班では、へき地医療拠点病院の教育機能に関する経費の補助を別途創設し、教育機能の枠内で包括化することを提案し、そのために必要な教育機能の要件を設定することを目的とする。

B. 研究方法

へき地医療拠点病院の評価指標について、対象となる項目についての調査、シミュレーションをもとに試案を作成し、関係者の意見を踏まえて提言を作成する。

C. 研究結果

へき地医療拠点病院の教育機能に必要な要件として、以下の指針を踏まえて研修プログラムの構築及び研修の実施等を行うものとする。

1. 研修の対象者

へき地医療に従事する意思を有し、総合的な診療能力を有する医師を志向する者であって、初期臨床研修を修了した医師であること。

2. 研修内容と到達目標

地域の実情に応じ、地域の特性を理解しつつ以下の項目について研修を行い、その到達について評価を行うこととする。また、へき地診療所や無医地区巡回診療等、へき地における診療活動に一定期間以上は従事することが必要である。

【診療について】

- ①へき地医療拠点病院において、外来・病棟の診療を自立して行うことができる。
- ②へき地の診療所で外来診療を自立して行うことができる。
- ③へき地医療拠点病院において救急医療に従事することができる。
- ④検査（上部消化器内視鏡、腹部超音波等）を自立して行うことができる。
- ⑤遠隔医療を活用した診療を行うことができる。
- ⑥患者、家族、地域を視点としたアプローチができる。

【地域医療・へき地医療の運営等について】

- ①地域の保健、福祉、介護の資源を活用し、地域包括ケアを担うチームの一員として活動できる。
- ②在宅医療・在宅ケアを計画・実施・評価できる。
- ③福祉・介護（リハビリテーションを含む）の分野と連携できる。
- ④他の医療機関と適切な連携を図ることができる。
- ⑤地域での検診事業を他の行政や医療スタッフ等と計画し、実施できる。
- ⑥病院・診療所の経営・運営・企画立案に関わる会議に参加し意見を述べることができる。

⑦地域医療・へき地医療の実践について初期臨床研修医に助言・指導を行うことができる。

3. 指導医の要件について

以下の要件を満たす医師であることが望ましい。

- ①10年以上の臨床経験を有し、かつ、へき地における診療経験を一定程度有していること。
- ②当該へき地医療拠点病院の常勤医であること。
- ③「医師の臨床研修に係る指導医講習会」を受講していること。
- ④医療だけではなく、保健、介護、福祉等について幅広い知識を有していること。

4. 指導委員会について

指導委員会は院長、指導医、へき地医療支援機構の専任担当官及び必要な関係者をもって組織する。なお、複数のへき地医療拠点病院における研修を統括して指導するため、へき地保健医療対策協議会等を以て指導委員会に替える場合においても、関係するへき地医療拠点病院の院長と指導医は必ず構成員に含めるものとする。

指導委員会は下記に掲げる業務を行うものとする。

- ①研修計画の策定及び評価
- ②研修の実施に必要な調整
- ③指導医に対する助言
- ④研修の到達度合いの評価
- ⑤指導医の Faculty Development に関する助言

D. 考察

以上のことから、保健・福祉分野をも視野に入れて幅広く診療することができる「へき地医療を担う総合医」を、一定の教育機能の要件を満たすへき地医療拠点病院で育成・教育することができるものと考えられる。

E. 結論

へき地医療拠点病院の教育機能に関する経費の補助を別途創設し、教育機能の枠内で包括化することを提案し、そのために必要な教育機能の要件を設定した。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

該当なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

| 著者氏名 | 論文タイトル名 | 書籍全体の編集者名 | 書 籍 名 | 出版社名 | 出版地 | 出版年 | ページ |
|------|---------|-----------|-------|------|-----|-----|-----|
| 該当なし | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

雑誌

| 発表者氏名 | 論文タイトル名 | 発表誌名 | 巻号 | ページ | 出版年 |
|-------|---------|------|----|-----|-----|
| 該当なし | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

